

会津坂下町立学校に関するご案内



会津坂下町教育委員会

目次

1	町立学校について	1
2	学区	2
3	通学方法	3
4	学校給食	5
5	転入・転出	6
6	通学区域外通学・区域外就学	8
7	就学援助制度	10
8	特別支援教育	11
9	放課後児童クラブ・放課後子ども教室	12
10	困ったことがあったら	13

1 町立学校について

(1) 坂下南小学校

住所：〒969-6553

会津坂下町字石田甲 6 5 0 番地

電話：0242-83-2046

- ・特別支援学級（知的・情緒）あり
- ・通級指導教室（学習障がい）あり



(2) 坂下東小学校

住所：〒969-6531

会津坂下町字上口 7 0 5 番地

電話：0242-84-3450

- ・特別支援学級（知的・情緒）あり



(3) 坂下中学校

住所：〒969-6565

会津坂下町字惣六 8 3 番地

電話：0242-83-2356

- ・特別支援学級（知的・情緒）あり
- ・通級指導教室（学習障がい）あり



2 学区

各校の学区については、下記のとおりです。

なお、記載されている区域以外からの通学や就学を希望される場合については、「6 通学区域外通学・通学区域外就学 (P.8)」をご確認ください。

学校名	地区	通学区域
坂下南小学校	坂下地区	橋本、仲町、小原、新栄町、柳町、諏訪町、 鉄砲町、新町、新富町
	若宮地区	牛沢、蛭川、勝方、大村、樋渡、水島、大江、沖、 羽林、矢ノ目、上金沢、金沢、上新田、中新田、 中村、原
	川西地区	八日沢、見明、大上、宇内、津尻、長井、袋原
	八幡地区	塔寺、塔寺二区、気多宮、新館、杉、船窪、大沢、 和泉、朝立、平井
	高寺地区	窪倉、窪、舟渡、片門、洲走、赤城新田、天屋、 本名、杉山
坂下東小学校	坂下地区	古坂下、上町、桜木町、緑町、本町、茶屋町
	金上地区	福原、金上、樋口分、太田谷地、村田、村田新田、 履形、海老沢、細工名、東原、新村、新開津、 中開津、上開津
	広瀬地区	青木、青津、沼越、立川、五香、御池田、三谷、 中政所、和泉川原、下政所、西青津
坂下中学校	全域	坂下南小学校の区域、坂下東小学校の区域

3 通学方法

(1) 徒歩

学校から2 km以内に居住する児童生徒は、徒歩通学となります。
通学班については、お住まいの地区の子ども会ご担当の方にお問い合わせください。

(2) 自転車

学校から2 km～4 km以内に居住する中学生は、自転車通学をすることができます。希望する方は、坂下中学校に自転車通学許可申請を行ってください。自転車通学可能な地区は下記の通りです。なお、詳しくは坂下中学校にご確認ください。

【旧広瀬小学区】

中政所、佐藤分

【旧若宮小学区】

大江、沖

【旧金上小学区】

福原、樋口分、太田谷地、金上、村田新田

【旧坂下小学区】

坂下東小学校前用水路 ～ 台の下児童公園 ～ 当公園から
南下する道路より東側にある地域、
行政区の『原』『羽林』『古坂下』地区の一部、
大上、見明、八日沢の一部、西村、気多宮、寿の宮、牛沢、
大村、大村新田

(3) バス

学校から2 km以上に居住する小学生及び4 km以上に居住する中学生は、バス通学となります。

<小学生>

《バス通学区域（記載は大字名ほか該当地域）》※通学距離が2 km以上ある区域が対象です。		
坂下南 小学校	若宮地区	牛川(字村中乙・字砂田の一部・字西新町・字弥五畑・字逆水向は除く)、勝大、樋島、大沖(原区は除く)、五ノ併
	川西地区	八日沢、見明、大上、宇内、津尻、長井
	八幡地区	塔寺、気多宮、坂本、船杉、新館(字大西・字森前の一部は除く)
	高寺地区	片門、高寺、東松
坂下東 小学校	金上地区	宮古(字小川原・字台畑・字天神の一部・字村西の一部は除く)、海老細(字墓ノ前は除く)、東原、新開津、開津
	広瀬地区	青木、青津、沼越、立川、五香、御池田、三谷、合川

<中学生>

《バス通学区域（記載は大字名）》※通学距離が4 km以上ある区域が対象です。	
若宮地区	勝大(字新田・字村新田・字村北・字村西・字村中・字境田・字牛頭天王は除く)、樋島、五ノ併
金上地区	宮古(町道村田新開津線以西は除く)、海老細、東原、新開津、開津
広瀬地区	青木、青津、沼越、立川、五香、御池田、三谷(字佐藤分・字宮西は除く)、合川
川西地区	宇内、津尻、長井
八幡地区	坂本
高寺地区	片門、高寺、東松

4 学校給食

(1) 学校給食費

1食あたりの金額

小学校：295円

中学校：335円

(2) 支払方法

①児童手当からの振替

②口座振替

(3) 支払月

①児童手当の場合：6月、10月、2月（計3回）

②口座振替の場合：4～1月（計10回）

※1年間の給食費をそれぞれの支払回数で割って支払金額を算出していますので、一月あたりの実食数と支払金額には差があります。

年度途中から給食を開始した方には、別途、給食費を算出した通知によりお支払をお願いします。

(4) 提出書類と提出先

提出書類	対象	提出先
①学校給食申込書	全員	教育委員会
②児童手当に係る学校給食費の徴収に関する申出書	児童手当から振替の方	教育委員会
③口座振替依頼書兼自動払込利用申込書	口座振替の方	町内金融機関

5 転入・転出

(1) 会津坂下町に転入する場合

①教育委員会への連絡

在籍校に転校の意向を伝えた後、お住まいの教育委員会及び会津坂下町教育委員会教育総務班（電話 0242-84-3711）にご連絡ください。特に、会津坂下町に転入後も今までの学校に通う期間がある場合は必ずご連絡ください。

②住民票の異動をする

それぞれの市町村窓口で転出及び転入の手続きを行ってください。

③教育委員会で異動通知書を受け取り、各種申請を行う

転入手続き後、教育委員会（会津坂下町役場道路向かい）へお越しください。教育委員会より転校先の学校に提出する「異動通知書」をお渡しします。

また、バス通学の申請や学校給食の申込についても、この際に行います。

④異動通知書を転校先の学校に提出する

転校先の学校に連絡を取り、来校日時について相談の上、教育委員会から受け取った異動通知書を学校に提出してください。

学校においても、各種手続きや説明がありますので、時間に余裕をもって来校するようにしてください。

(2) 会津坂下町から転出する場合

①教育委員会への連絡

在籍校に転校の意向を伝えた後、会津坂下町教育委員会教育総務班（電話 0242-84-3711）及び転出先の市町村教育委員会にご連絡ください。特に、会津坂下町から転出した後も今までの学校に通う期間がある場合は早めにご連絡ください。

②住民票の異動をする

それぞれの市町村窓口で転出及び転入の手続きを行ってください。

③教育委員会で異動通知書を受け取る

転出手続き後、教育委員会（会津坂下町役場道路向かい）へお越しください。教育委員会より在籍校に提出する「異動通知書」をお渡しします。

④異動通知書を在籍校に提出する

在籍校に連絡を取り、来校日時について相談の上、教育委員会から受け取った異動通知書を学校に提出してください。

6 通学区域外通学・区域外就学

(1) 通学区域外通学

会津坂下町には、小学校が2つあり、居住区域によって学区が分かれています。下記の場合には、通学区域以外からの通学が認められます。

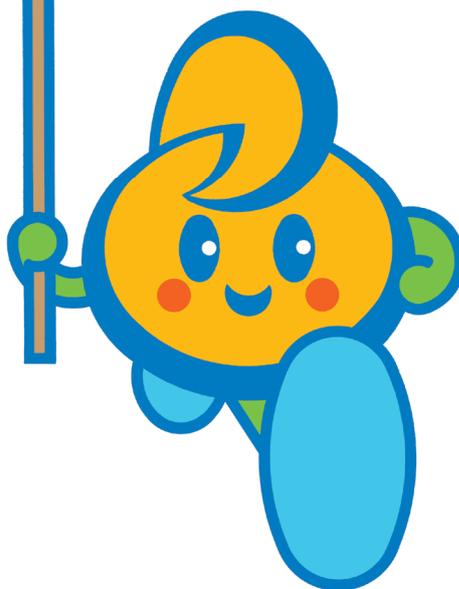
	対象事由	許可学年	許可期間	提出書類
1	他の学区へ転居したが、高学年のため、引き続き従前の学校への通学を可とするもの	小学5年以上 中学3年以上	小学校卒業まで	
2	他の学区へ転居したが、学期末のため、引き続き従前の学校への通学を可とするもの	小学4年まで 中学2年まで	各学期終了まで	
3	入居住宅の増改築工事のため一時他の学区に転居するが、工事完成後再入居するため、従来からの学校への通学を可とするもの	小学校全学年 中学校全学年	工事完成後再入居まで	工事請負契約書写等の工事完成までの期間を確認できるもの
4	他の学区に新築中で転居はしていないが、新築地域の学区の学校への通学を可とするもの	小学校全学年 中学校全学年	新築地域への転居届が出されるまで	工事請負契約書写等の工事完成までの期間を確認できるもの
5	病弱により通院等を必要とするため、病院等に近い学校への通学を可とするもの	小学校全学年 中学校全学年	医師が必要と認める期間	病院または保健所医師の診断書
6	特別支援学級に入級を必要とし、指定校にその設置がなく、他の特別支援学級設置校への通学を可とするもの	小学校全学年 中学校全学年	必要と認められる期間	医師の診断書・教育支援委員会の判定書
7	いじめ、登校拒否等により生徒指導上必要と認められる場合	小学校全学年 中学校全学年	必要と認められる期間	学校長の意見書
8	その他、学区外通学の必要性が認められる事由がある場合	小学校全学年 中学校全学年	必要と認められる期間	その事由を証明することのできる書類（学校長の意見書等）

(2) 区域外就学

会津坂下町から転出した場合でも、P.8の基準に当てはまる場合は、会津坂下町の学校に引き続き通学することができます。

通学にあたっては、転出先の教育委員会との協議が必要になりますので、余裕をもってご連絡ください。

学区や区域外就学についてご不明な点があれば、いつでもご相談ください。



7 就学援助制度

町では、経済的な理由により子どもの就学が困難な家庭に対して、学用品費や学校給食費を援助しています。

(1) 援助対象者

- ① 生活保護法により保護を受けている方（要保護）
- ② 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する方（準要保護）
 - (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止をされた方
 - (イ) 町民税が非課税である世帯。ただし、児童扶養手当の支給を受ける保護者については、町民税にかかる所得割額が課されていないこと。
 - (ウ) 天災等の特別な事情により町民税・固定資産税の減免を受けている方
 - (エ) 国民年金保険料の全額免除を受けている方
 - (オ) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている方
- ③ 東日本大震災により発生した原子力発電所の事故により会津坂下町に避難をしている旧「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」「特定避難勧奨地点」の住民で、①か②の要件に該当される方
- ④ 東日本大震災により住居が全半壊する等の被災により会津坂下町に避難をしている方で、①か②の要件に該当される方

(2) 援助される経費

- ①入学準備金（小学1年生、中学1年生のみ）
- ②学用品費
- ③通学用品費
- ④学校給食費
- ⑤修学旅行費（小学6年生、中学3年生のみ）

(3) 申請方法・持参物

申請場所：教育委員会（会津坂下町役場 南分庁舎）

持参物：印鑑、通帳

8 特別支援教育

子どもの特性に合わせて、学びの場は柔軟に変更することができます。学びの場の変更にあたっては、「教育支援委員会」での調査と審議が必要になります。

教育支援委員会とは、医師や心理士、学校関係者で組織されています。特性がある子どもに適切な支援をするための指導助言を行います。

(1) 多様な学びの場

① 通級指導教室（学習障がい） ※南小学校・坂下中学校のみ

学習障がいを持っている子どもの困難を改善・克服するために、週に数時間、自立活動を行う。

② 特別支援学級（知的障がい）

主要教科は個別指導、実技教科は普通学級で行うことを基本としている。困難を改善・克服するための自立活動を行うことができる。

③ 特別支援学級（自閉症・情緒障がい）

教科の内容は当該学年と同様のものを行う。基本的に、教科指導は普通学級で行う。困難を改善・克服するための自立活動を行うことができる。

(2) 学びの場の変更の手順

① 学校との話し合い

学びの場の変更にあたっては、在籍校に必ず相談をしてください。また、必ず医療機関を受診し、必要な検査を受けてください。

② 教育支援委員会の調査

専門調査員が学校での様子などを観察します。

③ 教育支援委員会での審議

9月～10月に審議を実施し、その後結果をお伝えします。

④ 学びの場の変更の承諾

承諾する場合は、次年度から学びの場が変更されます。

※年度の途中から変更することはできません。

9 放課後児童クラブ・放課後子ども教室

(1) 放課後児童クラブ（学童保育）

小学校1～3年生までは、放課後児童クラブを利用することができます。（定員により、希望者が多数の場合は、利用できない場合があります）

対象児童	下校後、保護者等のいない家庭の小学1～3年生
実施場所	わんぱく南クラブ（坂下南小学校内） わんぱく東クラブ（坂下東小学校内）
時間	平日：授業終了から午後6時（午後7時まで延長可） 土曜・長期休業日：午前7時～午後6時（午後7時まで延長可） ※午後6時～午後7時までは1回300円（別料金）
休業日	日曜日・祝祭日・お盆（8/13～8/16）・年末年始（12/9～1/3）
負担金	1人あたり月額3,000円 ※その他、おやつ代等の実費あり
傷害保険	保険料749円（全員加入）

詳しくは、子ども課 子ども支援班（0242-84-3712）までお問い合わせください。

(2) 放課後子ども教室

小学生は、放課後子ども教室に参加することができます。開催日は、基本的に学校が行われている日です。（5月以降開始）

対象児童	小学1年生～6年生
実施場所	ばんげ南っ子クラブ（坂下南小学校内） ばんげ東っ子クラブ（坂下東小学校内）
時間	南っ子：水曜日・金曜日 東っ子：月曜日・金曜日 授業終了後～午後4時30分まで（冬季は時間が短くなります）
内容	体験活動・スポーツ活動
参加費	無料（工作等を行う場合は実費あり）

詳しくは、教育課 生涯学習班（0242-83-3010）までお問い合わせください。

10 困ったことがあったら

子どものことや学校のこと、子育てのことなど、お困りのことがありましたら、いつでも教育委員会にご相談ください。

また、教育委員会には、子どもたちを取り巻く環境に対する支援を行うスクールソーシャルワーカー（相談者と一緒に問題について考えるパートナー）がおります。

教育課 教育総務班 0242-84-3711	小学校・中学校に関すること 就学援助費に関すること スクールソーシャルワーカーへの相談依頼
子ども課 子ども支援班 0242-84-3712	保育所・幼稚園に関すること 放課後児童クラブ（学童保育）に関すること 子育てに関すること
教育課 生涯学習班 0242-83-3010	放課後子ども教室に関すること